

呉市不妊治療費助成事業申請書(一般(人工授精)・特定)

見本

呉市長様

※日付は空けておいてください。 和 年 月 日

※太枠の箇所を分ける範囲内でご記入ください。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

(※口座名義人と同一の方が、自署)

関係書類を添えて次のとおり不妊治療費の助成を申請します。  
不妊治療費助成に係る別紙(裏面)説明書の事項(受給歴の確認等)について同意します。

	(ふりがな) 氏名	生年月日 (年齢)
夫	( )	昭和 平成 年 月 日 ( 歳)
妻	( )	昭和 平成 年 月 日 ( 歳)
住所(※1)	〒	電話 (日中、連絡のとれる番号をご記入ください) ( )
住所(※2)	〒	電話 (日中、連絡のとれる番号をご記入ください) ( )

過去に不妊治療費の助成金を受けたことがありますか。

一般： ない・ある →助成金を受けた自治体は( 呉市 / 都・道・府・県 / 市 )

特定： ない・ある →助成金を受けた自治体は( 呉市 / 都・道・府・県 / 市 )

内、男性： ない・ある →助成金を受けた自治体は( 呉市 / 都・道・府・県 / 市 )

\*第2子以降の特定不妊治療費の助成申請につき、助成回数のリセットを希望しますか。 する・しない  
(※助成を受けた後、出産(\*死産を含む)した場合は、これまでの助成回数をリセットすることができます。)

今回の申請回数：通算( )回目	備考(受給歴照会内容等)
*第2子以降の特定不妊治療費助成回数 今回の申請回数：通算( )回目	
領収金額計	申請額(1,000円未満切捨て)
金額 _____ 円 (男性不妊治療を除く)	特定不妊治療 →上限金額を超える場合は上限金額まで 一般不妊治療 →本人負担額の1/2で上限5万円まで
金額 _____ 円 (男性不妊治療分)	金額 _____ 円 (男性不妊治療を除く)
	金額 _____ 円 (男性不妊治療分)

※1:夫婦の住所を記入してください。 ※2:夫婦の住所が異なる場合に記入してください。  
(住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいいます。)

申請時添付書類等

<input type="checkbox"/> 不妊治療費助成申請に係る証明書 <input type="checkbox"/> 医療機関発行の領収書の写し <input type="checkbox"/> 印鑑 (*債権者登録申請書に請求印として登録した印) <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 ※続柄の記載要 (※別世帯の場合、夫婦それぞれの住民票) <input type="checkbox"/> *債権者登録申請書 (新規・変更) (※通帳等の写し添付)	<b>【その他、該当者のみ】</b> <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(夫婦それぞれの戸籍の内容を証明するもの) <input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書(別紙1) (※出生した子の認知に関する意向確認書を兼ねる) <input type="checkbox"/> 婚姻証明書又は領事館、大使館、本国等が婚姻を証明する公的な書類(※夫婦が外国籍の場合や、かつ別世帯等で、夫婦であることが確認できない場合に添付) <input type="checkbox"/> *死産届(写し)又は母子健康手帳の死産証書(写し)等 (※助成回数をリセットする場合に添付)
---	---

処理欄

決定年月日	( 承認・不承認 )	年 月 日
受給者番号		
助成決定額	金額 _____ 円	

受付印

**特定不妊治療費助成事業の申請の場合**

**◆以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書◆**

この助成は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数(1子ごと)の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。また、転出された場合、他の自治体から照会があったときにこれに回答します。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

**◆治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書◆**

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過について、(公社)日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(公社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することになります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目 (報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。)	
I 治療から妊娠まで	II 妊娠から出産まで
(1) 患者(女性)の年齢	(4) 妊娠・出産の状況
(2) 不妊の原因	(5) 生まれた子の状況
(3) 治療の内容、妊娠の有無	

**一般不妊治療費助成事業の申請の場合**

**◆その他医療費助成に関する説明書◆**

加入されている健康保険組合等によっては、独自に医療費を助成する制度がある場合がありますので、加入されている健康保険組合等の保険者へ確認することがあります。また、支給を受けたことが、申請時以降に確認できた場合、助成金の返還を求められることがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。